指定通所介護事業・介護予防通所事業
第二南陽園在宅サービスセンター運営規程

（目　的）

第１条　社会福祉法人浴風会が開設する第二南陽園在宅サービスセンター（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護事業（以下「通所事業」という。）及び介護予防通所事業（以下「予防通所事業」という。）について、「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」及び「杉並区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例」に基づき必要な事項を定めることにより、事業所ごとに置くべき従事者（以下「通所介護従事者」という。）が、通所事業は、要介護状態にある高齢者に対し、また予防通所事業は要支援状態にある高齢者に対し、利用者の意思及び人格を尊重し利用者の立場に立った、適正な通所介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　事業所の通所介護従事者は、要介護状態または要支援状態等の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持または向上を目指し、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持、並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び介護、その他必要な援助を行う。また、日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、生活機能の向上を目指す。

２　事業の実施にあたっては、関係区市、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

３　事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

４　事業所は、通所介護を提供するにあたっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

（事業所の名称等）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

１　名　称　　第二南陽園在宅サービスセンター

２　所在地　　東京都杉並区高井戸西１－１２－１

（職員の職種、員数及び職務内容）

第４条　事業所に勤務する職員の職種、員数［別紙のとおり］及び職務内容は次のとおりとする。

１　センター長

センター長は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

２　生活相談員

生活相談員は、指定通所介護の利用申込みにかかる調整、通所介護計画の作成等を行うと共に介護予防通所事業においては、地域包括支援センターとの調整及びケアプランに基づき個別サービス計画の作成を行う。また、利用者に対し日常生活上の介護その他必要な業務の提供にあたる。

３　介護職員

介護職員は、利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護や支援、通所介護計画及び個別サービス計画の作成・実施、その他必要な業務の提供にあたる。

４　看護職員

看護職員は、利用者の心身の状況等を的確に把握して健康管理を行う。　また、日常生活上の介護その他必要な業務の提供にあたる。

５　機能訓練指導員

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導・助言を行う。

特に、利用者の個別機能訓練計画を作成すると共に、介護・看護職員と連携を図り実施する。

６　調　理　員

７　運　転　手

８　事　務　職　員

事務職員は、通所介護従事者の補助的業務及び必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

１　営業日　　月曜日から土曜日

ただし、12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く。

２　営業時間　午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分

（利用定員）

第６条　事業所の１日の利用者の定員は、次のとおりとする。

併設型通所介護・予防通所事業　　30 人

サービス提供時間帯　午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分

（指定通所介護の提供方法、内容等）

第７条　指定通所介護の内容は、指定居宅介護支援事業者または利用者本人等が作成したサービス計画に基づいてサービスを行なうものとする。ただし、緊急を要する場合にあっては、居宅サービス計画作成前であっても利用できるものとし、次に掲げるサービスから利用者が選定したサービスを提供する。

１　身体介護に関すること

日常生活動作能力の程度により、必要な支援及びサービスを提供する。

ア　排泄の介助

イ　移動、移乗の介助

ウ　その他必要な身体の介護

２　入浴に関すること

家庭において入浴することが困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。

ア　衣類着脱の介護

イ　身体の清拭、整髪、洗身

ウ　その他必要な入浴の介助

３　食事に関すること

給食を希望する利用者に対して、必要な食事のサービスを提供する。

ア　食事の準備、配膳下膳の介助

イ　食事摂取の介助

ウ　口腔機能改善管理指導計画に基づく口腔機能サービス

エ　その他必要な食事の介助

４　機能訓練に関すること

個別機能訓練計画に基づき、体力や機能の低下を防ぐために必要な訓練及び日常生活に必要な基本的動作を獲得するための訓練を行う。

５　アクティビティ・サービスに関すること

利用者が生きがいのある快適で豊かな日常生活を送ることができるよう、アクティビティ・サービスを実施する。これらの活動を通じて仲間づくり、老いや障害の受容、心身機能の維持・向上、自信の回復や情緒安定を図る。

ア　レクリェーション

イ　音楽活動

ウ　制作活動

エ　行事的活動

オ　体操

カ　養護

6　送迎に関すること

送迎を必要とする利用者に対し送迎サービスを提供する。送迎車両には通所介護従事者が添乗し必要な介護を行なう。

ア　移動、移乗動作の介助

イ　送迎

7　相談・助言に関すること

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行なう。

ア　疾病や障害に関する理解を深めるための相談・助言

イ　日常生活動作や具体的な介護方法に関する相談・助言

ウ　自助具や福祉機器、住宅環境の整備に関する相談・助言

エ　その他在宅生活全般にわたる必要な相談・助言

（予防通所事業の提供方法、内容等）

第８条　予防通所事業の内容は、指定介護予防支援事業者が作成したサービス計画に基づいてサービスを行なうものとし、次に掲げるサービスを提供する。

1　身体支援に関すること

日常生活動作能力の程度により、必要な支援及びサービスを提供する。

ア　排泄の支援

イ　移動、移乗の支援

ウ　その他必要な身体の支援

2　食事に関すること

給食を希望する利用者に対して、必要な食事のサービスを提供する。

ア　食事の準備、配膳下膳の支援

イ　食事摂取の支援

ウ　口腔機能改善管理指導計画に基づく口腔機能サービス

エ　その他必要な食事の介助

３　運動器機能向上に関すること

介護予防としての機能訓練を実施する。

ア　自立を目的として自己選択した制作活動

イ　マシンを使ったトレーニング

ウ　その他

①　レクリェーション

②　音楽活動

③　行事的活動

④　体操

４　送迎に関すること

送迎を必要としている利用者に対し送迎サービスを提供する。送迎車両には通所介護従事者が添乗し必要な支援を行う。

ア　移動、移乗動作の介助

イ　送迎

５　相談・助言に関すること

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

ア　疾病や障害に関する理解を深めるための相談・助言

イ　日常生活動作や具体的な介護方法に関する相談・助言

ウ　自助具や福祉機器、住宅環境の整備に関する相談・助言

エ　その他在宅生活全般にわたる必要な相談・助言

（指定居宅介護支援事業者との連携等）

第９条　指定通所介護の提供にあたっては、利用者にかかる指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、そのおかれている環境、他の保健・医療・福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

２　利用者の生活状況の変化、サービス利用方法・内容の変更希望があった場合、当該利用者担当の指

定居宅介護支援事業者に連絡するとともに綿密な連携に努める。

３　正当な理由なく指定通所介護の提供を拒まない。ただし、通常の事業実施地域等を勘案し、利用希望者に対して通所介護の提供が困難と認めた場合、当該利用者にかかる指定居宅介護支援事業者と連携し、必要な措置を講ずる。

（指定介護予防支援事業者との連携等）

第 10 条　予防通所事業の提供にあたっては、利用者にかかる指定介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、そのおかれている環境、他の保健・医療・福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

２　利用者の生活状況の変化、サービス利用方法・内容の変更希望があった場合、当該利用者担当の指定介護予防支援事業者に連絡するとともに綿密な連携に努める。

３　正当な理由なく予防通所事業の提供を拒まない。ただし、通常の事業実施地域等を勘案し、利用希望者に対して予防通所事業の提供が困難と認めた場合、当該利用者にかかる指定介護予防支援事業者と連携し、必要な措置を講ずる。

（通所介護計画の作成等）

第 11 条　指定通所介護及び予防通所事業の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている状況並びに家族等介護者の状況を十分把握し、援助計画を作成する。またすでに居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容にそった通所介護計画及び個別サービス計画を作成する。

２　通所介護計画及び個別サービス計画の作成・変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。

３　利用者に対し、通所介護計画及び個別サービス計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行なう。

（サービスの提供記録の記載）

第 12 条　通所介護従事者は、指定通所介護及び予防通所事業を提供した際には、その提供日・内容、その他必要な記録を利用者が所持するサービス提供記録書に記載する。

（指定通所介護及び予防通所事業の利用料等及び支払いの方法）

第 13 条　指定通所介護及び指定介護予防通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定め

る基準によるものとし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスである時は、通所サービスにかかる費用として【契約書別紙】記載の利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額と食事負担額及び活動材料費の合計額とする。

２　第 14 条の通常の事業実施地域を超えて行われる送迎の交通費、通常の営業日及び営業時間帯を超えて通所介護を提供する場合の利用料等は、別途費用を徴収する。

３　第１項及び第２項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに関する同意を得る。

４　指定通所介護及び予防通所事業の利用者は、当センターの定める期日に、別途契約書で指定する方法により納入することとする。

（通常の事業の実施地域）

第 14 条　通常の事業の実施地域は、杉並　中・南部とする。

（別紙のとおり）

（契約書の作成）

第 15 条　通所介護及び予防通所事業の提供を開始するにあたって、本規程に沿った事業内容の詳細について利用者に契約書の書面をもって説明し、同意を得た上で署名を受けることとする。

（緊急時等における対応方法）

第 16 条　通所介護従事者等は、指定通所介護及び予防通所事業を実施中に利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

２　指定通所介護及び予防通所事業を実施中に天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等の措置を講ずるほか、センター長に連絡の上その指示に従うものとする。

（非常災害対策）

第 17 条　指定通所介護事業・予防通所事業は、非常災害に備えるため、消防計画を作成し避難訓練等を次のとおり行うとともに必要な設備を備える。

（１）　防火管理者　　第二南陽園園長の指名の者

（２）　防 災 訓 練　　年　６　回

（３）　避 難 訓 練　　年　４　回

（４）　通報連絡訓練　年　２　回

２　消防計画は同一建物内第二南陽園と一体的に作成し、前項の各訓練等も一体的に実施する。非常災害時の対応としてこれによりがたい場合は、別途非常災害マニュアルを整備して従事者等に周知する。

３　訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

（事業継続計画の策定）

第 18 条　事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「事業継続計画」という。）を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

２　事業所は、従事者に対し、事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

（衛生管理及び従事者等の健康管理等）

第 19 条　通所介護及び予防通所事業に使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意するものとする。

２　従業者に対し、年１回以上の健康診断を受診させるものとする。

３　指定通所介護事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（１）　事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する感染対策委員会をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（２）　事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

（３）　事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（サービス利用にあたっての留意事項）

第 20 条　利用者が入浴室等を利用する場合は、従事者立会いのもとで使用すること。また、体調が思わしくない利用者にはその旨を説明し安全指導を図る。

（情報公開）

第 21 条　センター長は、介護保険制度の適正実施を図るため運営の改善等に努め事業運営の状況等について利用者及びその家族、地域住民等に情報公開を行うものとする。また、情報公開の内容については個人情報の保護に十分注意して行うものとする。

（法令の遵守）

第 22 条　センター長及び従業者は、施設の社会的信頼を維持し、適正な業務遂行を行うため、別に定める「浴風会法令遵守推進規程」に基づき、事業の運営実施にあたるものとする。

（個人情報の保護）

第 23 条　センター長は、別に定める浴風会個人情報保護規程に基づき、利用者及びその家族の個人情報を適切に取り扱うものとする。

（秘密保持）

第 24 条　事業所は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

２　事業所は、従事者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持するため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を雇用契約の内容に明記する。

（苦情処理）

第 25 条　センター長は、提供した通所介護及び予防通所事業に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当者を置き、事実関係の調査を実施し、改善措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

（虐待防止に関する事項）

第 26 条　事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

（１）　虐待防止のための対策を検討する虐待防止対策委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

（２）虐待防止のための指針の整備

（３）虐待を防止するための定期的な研修の実施

（４）前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

２　事業所は、サービス提供中に、事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、これを速やかに区に通報するものとする。

（損害賠償）

第 27 条　指定通所介護及び予防通所事業の提供により、利用者に賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行う。

（ 地域との連携）

第 28 条　指定通所介護事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

２　指定通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね６月に１回以上、運営推進会議に対し提供している本事業所のサービス内容及び活動状況等を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

３　指定通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

（その他運営についての留意事項）

第 29 条　従事者の質的向上を図るため､研修の機会を次のとおり設けるものとし､業務体制を整備する。

１　採用時研修　　採用後２か月以内

２　継続研修　　年２回以上

３ 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用決定調書、利用者負担金徴収簿、その他必要な帳簿を整備する。

４ 事業所は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

５　この規程の定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人浴風会と第二南陽園在宅サービスセンター長との協議に基づき定めるものする。

附　　則

この規程は、平成１２年４月１日から施行する。

附　　則

この規程は、平成１４年４月１日から施行する。

附　　則

この規程は、平成１５年４月１日から施行する。

附　　則

この規程は、平成１６年１０月１日から施行する。

附　　則

この規程は、平成１７年１０月１日から施行する。

附　　則

この規程は、平成１８年４月１日から施行する。

附　　則

この規程は、平成１８年１０月１日から施行する。

附　　則

この規程は、平成２２年４月１日から施行する。

附　　則

この規程は、平成２３年４月１日から施行する。

附　　則

この規程は、平成２４年４月１日から施行する。

附　　則

この規程は、平成２７年８月１日から施行する。

附　　則

この規程は、平成２８年４月１日から施行する。

附　　則

この規程は、令和２年１１月１日から施行する。

附　　則

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

附　　則

この規程は、令和３年８月１日から施行する。

附　　則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附　　則

この規程は、令和４年６月１日から施行する。

別紙　第４条関係　　職員の員数

１	管　理　者	１名
２	生活相談員	４名（専従１名　兼務３名）
３	介護職員	８名（専従７名　兼務１名）
４	看護職員	４名（専従０名　兼務４名）
５	機能訓練指導員	１名（専従０名　兼務１名）
６	調　理　員	（委託）
７	運　転　手	（委託）
８	事務職員	１名（専従１名）

別紙　第14条関係　通常の事業実施地域詳細

・環八西側の中央線南側～玉川上水北側

松庵１～３丁目、宮前１～５丁目、西荻南１～４丁目、

久我山１～５丁目、高井戸西１～３丁目

・環八東側の神明通南に側～中央高速北側

高井戸東１～４丁目、上高井戸１～３丁目、下高井戸２～５丁目、

永福２～４丁目、浜田山１～４丁目

・西部は杉並区内の地域

・東部は永福通りの地域